

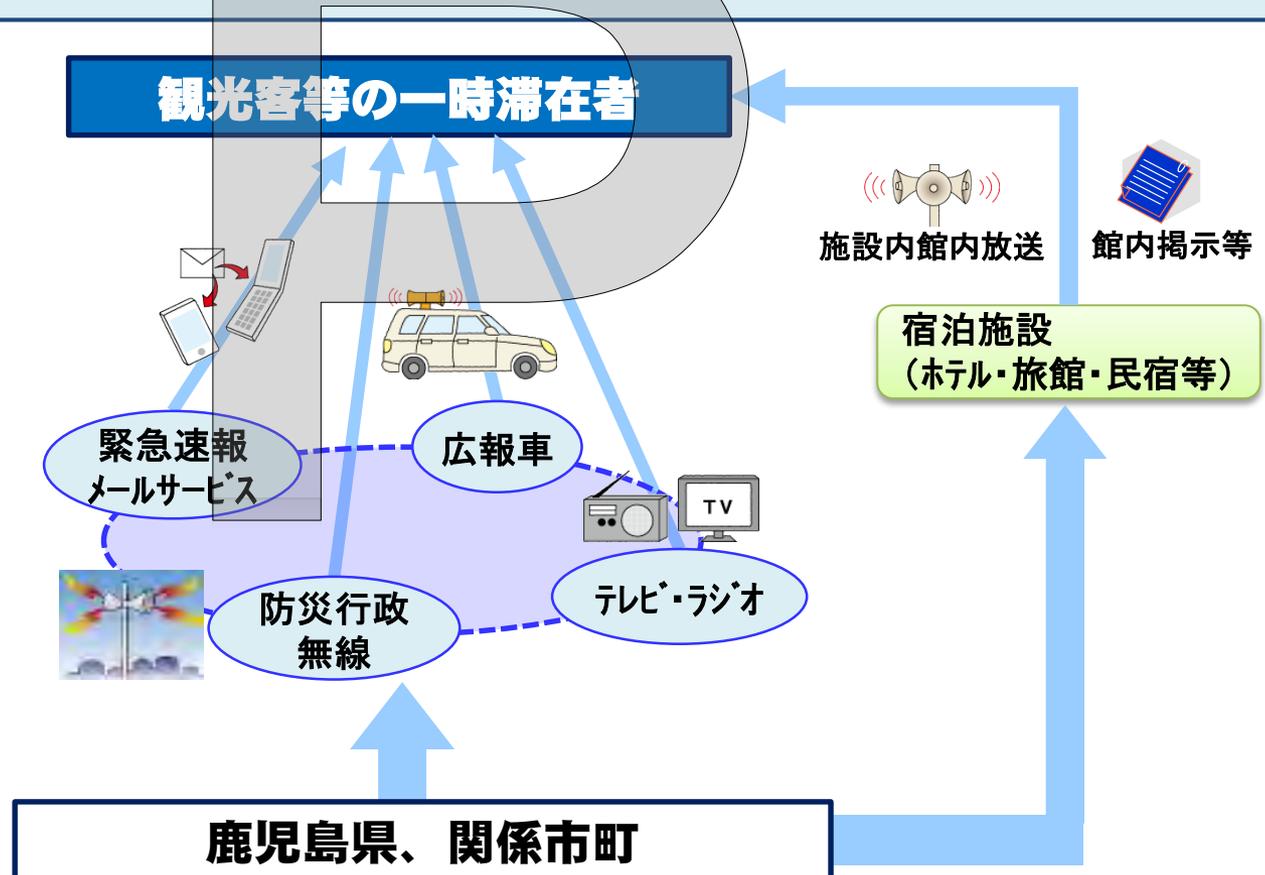
観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 鹿児島県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを行う。
- なお、帰宅等の呼びかけは、鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ・ラジオ等により観光客等一時滞在者に伝達（16頁と同様）。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

【緊急速報メールサービス(イメージ)】

受信メール

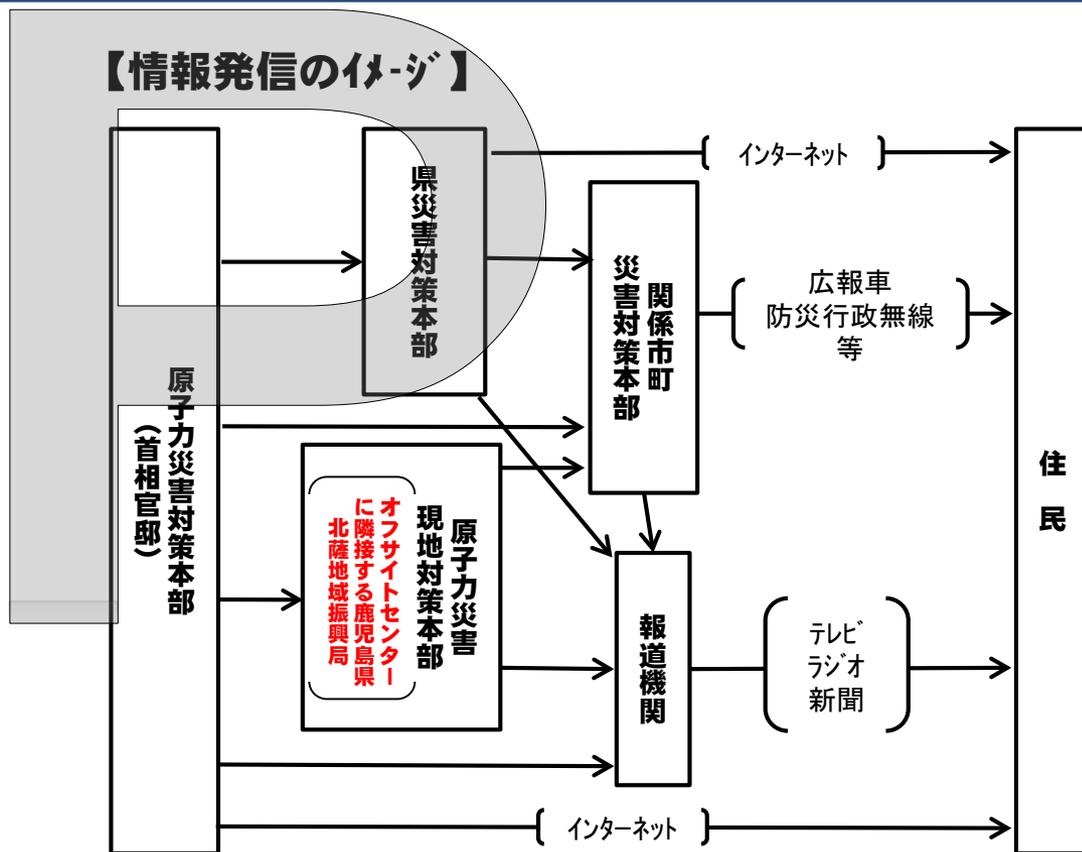
2017/10/21 午前9:03
緊急情報
(〇〇市・町)からのお知らせです。
先ほどの地震による影響について、川内原子力発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、避難等の準備をするため、帰宅や宿泊先に戻るなどしてください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。県や市町の情報に注意し、落ち着いて行動してください。



- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、川内オフサイトセンターに隣接する鹿児島県北薩地域振興局において実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、鹿児島県及び関係市町による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置するとともに、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- **川内**オフサイトセンターでは、鹿児島県及び関係市町の問合せ対応を支援。

鹿児島県及び関係市町における対応

- 鹿児島県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | ⑧被災者からの損害賠償請求（九州電力） |

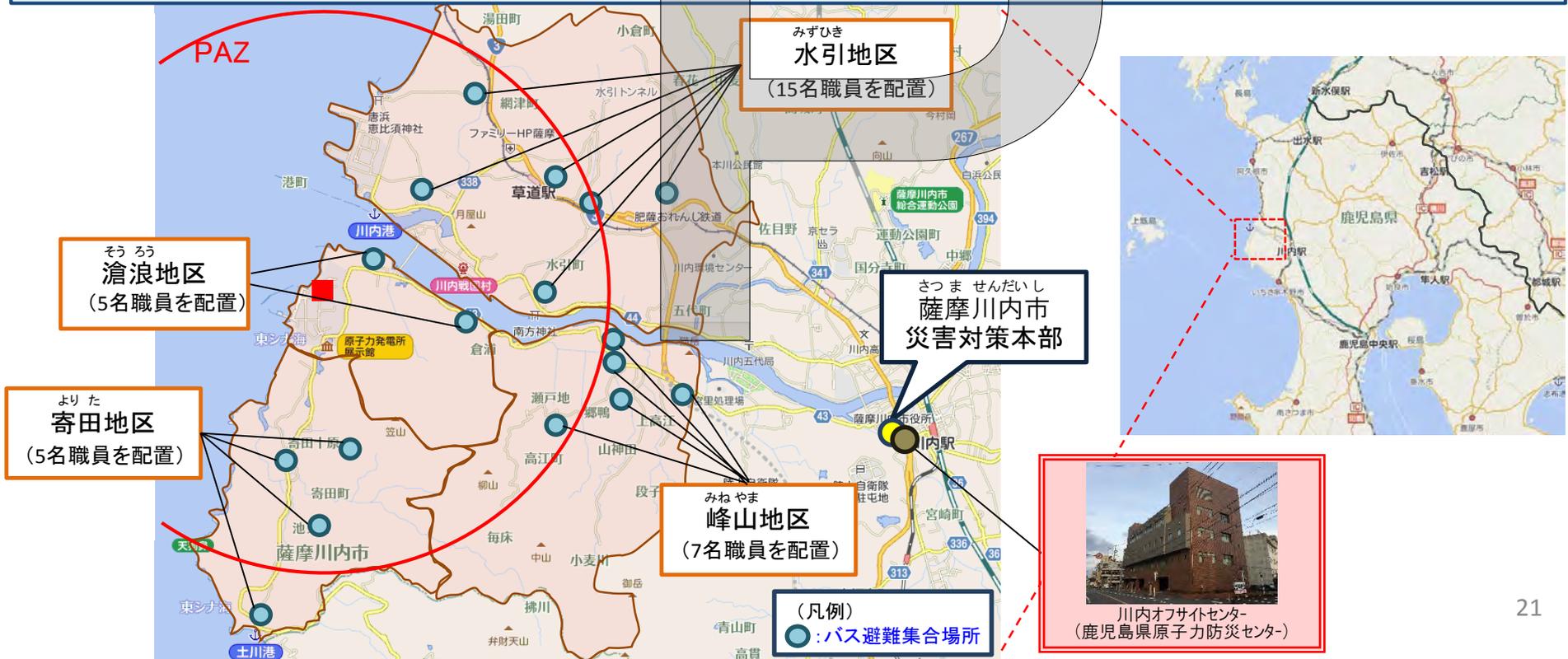
4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. PAZ内の小・中学校、保育所の児童等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、**施設敷地緊急事態の段階**で引渡しが**完了していない**児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内の病院における入院患者及びPAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先へ移送すること。ただし、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設(以下、「**放射線防護施設**」という。)に屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先へ移送すること。ただし、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設に屋内退避すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、**バス避難集合場所**・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

鹿児島県及び薩摩川内市における初動対応

- 鹿児島県は、警戒事態が発生した段階で鹿児島県庁に県災害対策本部、川内オフサイトセンターに県現地災害対策本部を設置し、要員が参集。
- 薩摩川内市は、警戒事態が発生した段階で市役所に災害対策本部を設置し、要員が参集。
- 鹿児島県及び薩摩川内市は、川内オフサイトセンターに要員が参集し、川内オフサイトセンターの立ち上げを支援。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、鹿児島県及び薩摩川内市は、**自家用車で避難が出来ない住民の避難用車両等の手配を開始するとともに**、薩摩川内市PAZ内の住民が避難のために集合する**バス避難集合場所を17ヶ所**開設し、**滄浪地区に5名、寄田地区に5名、水引地区に15名、峰山地区に7名の合計32名の職員を配置**。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



薩摩川内市における住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる4地区内のコミュニティセンター等を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- コミュニティセンター等へ派遣された市の職員は、IP無線及び緊急情報システム等により薩摩川内市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線、広報車等を活用し、住民に情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、バス避難集合場所に派遣された薩摩川内市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 医療機関、社会福祉施設、小中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は薩摩川内市災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



(凡例)
● :バス避難集合場所

さつませんだいし
薩摩川内市
災害対策本部

川内オフサイトセンター
(鹿児島県原子力防災センター)

- 防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達
- 医療機関・社会福祉施設、小中学校・保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、市災害対策本部から実施



防災行政無線戸別受信機
(戸別に受信可能)



広報車

- 各コミュニティセンター等に派遣された薩摩川内市職員は、IP無線等を活用して、市災害対策本部と情報を共有



IP無線



緊急情報システム

PAZ内の学校・保育所の児童等の避難

- PAZ内の4つの小・中学校の児童・生徒(234人)及び2つの保育所の幼児(116人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引渡しが完了していない児童等は、職員とともに鹿児島県又は薩摩川内市が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
水引(みずひき)小学校	128	13	141
峰山(みねやま)小学校	29	8	37
水引(みずひき)中学校	64	11	75
高江(たかえ)中学校	13	11	24
小計	234	43	277
水引(みずひき)保育園	67	23	90
高江(たかえ)保育園	49	18	67
小計	116	41	157
合計	350	84	434

※児童等の人数については
平成29年5月1日現在

警戒事態

- (1) 避難準備
- (2) 児童等の保護者への引渡し

児童等の
引渡し

保護者が児童等を引き取り

施設敷地緊急事態

引渡しが完了していない児童等と職員がともに鹿児島県又は薩摩川内市が確保するバスで避難先施設に避難を開始

避難の準備

全面緊急事態

避難先施設

- 鹿児島県総合体育センター
- 鹿児島県文化センター
- 県立図書館本館 他4施設

避難先で保護者へ
引渡し

避難の開始

PAZ内の医療機関及び社会福祉施設の避難先

- PAZ内の医療機関及び社会福祉施設(7施設351人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外において、避難先を確保。
- 放射線防護対策が講じられた施設については、入所者等の避難に必要な体制が整うまで放射線防護対策区域で屋内退避を実施。受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策区域で屋内退避を実施。
- その他の施設の入所者等は、受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設に移動し、屋内退避を実施。
- 何らかの事情で、予め選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。

<PAZ内7施設の入所者等の避難の考え方>

避難元施設

番号	施設種別 (放射線防護施設)	入所定員 病床数
①	病院	206

計 206人(職員数255人)

番号	施設種別	入所定員 病床数
②	認知症高齢者 グループホーム	18
③	認知症高齢者 グループホーム	18
④	認知症高齢者 グループホーム	9
⑤	有料老人ホーム	26
⑥	障害者グループ ホーム	56
⑦	宿泊型自立 訓練施設	18

計 145人(職員数87人)

職員が同行することで避難可能な者

327人(職員318人)

- ① 196人(職員245人)
- ②~⑦ 131人(職員73人)

バス、福祉車両等で移動

無理に避難すると健康リスクが高まる者

24人(職員24人)

- ① 10人(職員10人)
- ②~⑦ 14人(職員14人)

②~⑦は福祉
車両等で移動

近傍の放射線 防護施設

①の入所者等は自施設内
の放射線防護区域に移動

容態、避難車両、避難
先等の避難体制が整
い次第、避難を実施

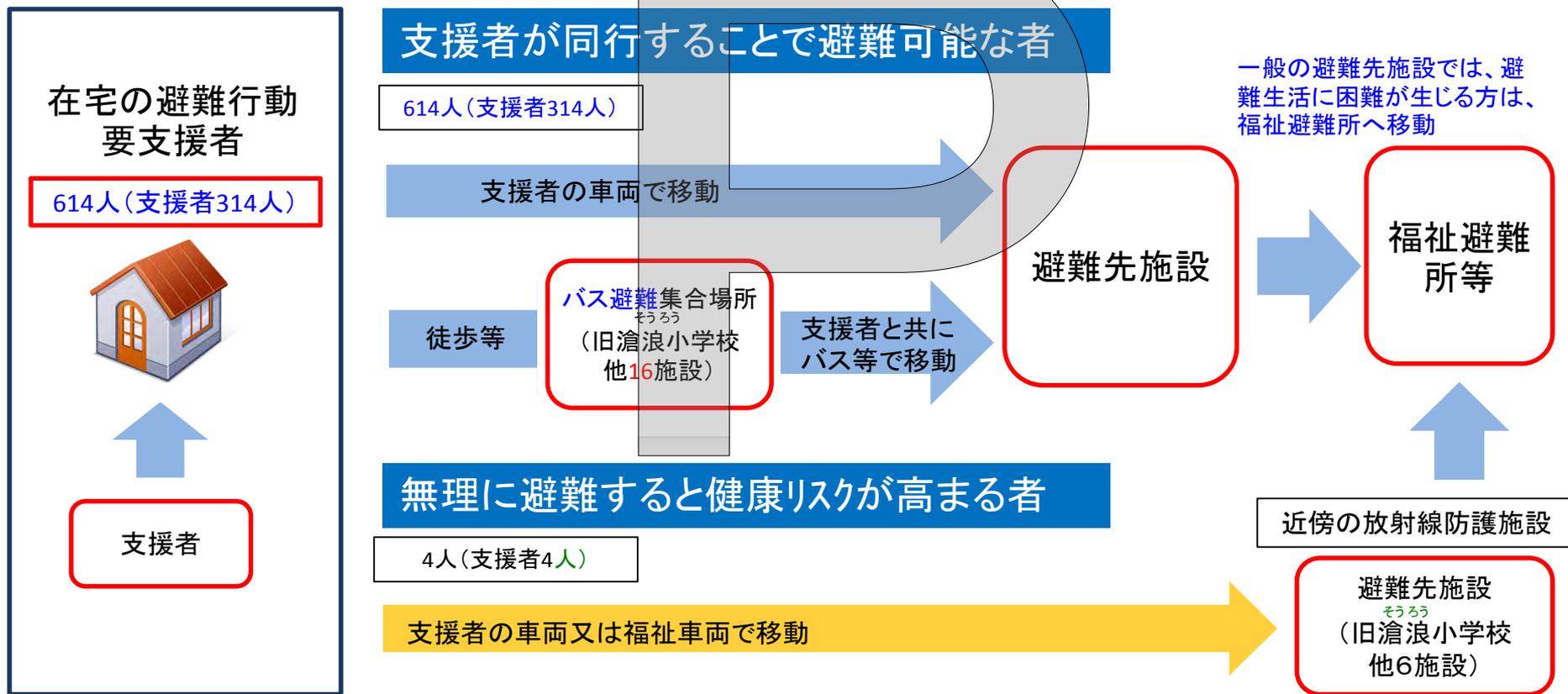
避難先施設

避難元 番号	施設種別	所在地 (施設数)	受入可能 人数
①	病院	鹿児島市(3) 始良市(1)	247

避難元 番号	施設種別	所在地 (施設数)	受入可能 人数
②	特別養護 老人ホーム	鹿児島市(2)	37
③	特別養護 老人ホーム	鹿児島市(2)	50
④ ⑤	特別養護 老人ホーム	鹿児島市(2)	96
⑥ ⑦	障害者 入所施設	鹿児島市(3)	320

PAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

- ▶ 在宅の避難行動要支援者は618人。うち、314人は避難時の支援者があることを確認。残り107人については、支援者の確保に向け、薩摩川内市、民生委員等を通じて対応。
- ▶ 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ移動。
- ▶ 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は九州電力が配備する福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- ▶ 鹿児島県及び薩摩川内市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態となった時点で帰宅等呼びかける。
- ▶ 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- ▶ 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設や公共施設等にて待機し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、宿泊施設や公共施設等にて鹿児島県や薩摩川内市が確保した車両により避難を実施。

＜観光客等一時滞在者の避難の流れ＞

